平成２４年（フ）第１５３号
山梨県甲府市大里町4006番地　荊沢住宅１号
債務者　飯室めぐみ
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４４号
岐阜県美濃加茂市西町７丁目285番地１ドミールシャルマンＢ203号
債務者　各務　恵美
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第１１１号
滋賀県守山市伊勢町614番地　フローラ藤102号
債務者　伊藤　太志
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２２号
大津市清風町10番14号、住民票上の住所大阪市東淀川区南江口２丁目６番１―506号
債務者　橋本　　保
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３４号
滋賀県栗東市中沢２丁目４番30号
債務者　大垣　正人
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５３号
大津市仰木の里３丁目５番21号　モンテカンパーニャＣ―202
債務者　伊藤　直人
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７６号
大津市比叡辻２丁目４番43号
債務者　陶山　勇城
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７７号
大津市比叡辻２丁目４番43号
債務者　陶山　麻依
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６２号
滋賀県彦根市野良田町281番地６　201号
債務者　中町　由香
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第６５号
滋賀県蒲生郡日野町大字別所1016番地10
債務者　下谷　和人
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第３０７号
広島市西区庚午中３丁目12番13―302号
債務者　角間　　諭
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３６５号
広島市安佐南区東野１丁目13番３―106号
債務者　香川　好和
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３７０号
広島市南区宇品西４丁目４番36―105号
債務者　佐田真喜子（旧姓山田・河村）
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４０５号
広島市東区牛田早稲田３丁目11番２―102号
債務者　平田　真哉
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２０号
愛媛県伊予市三秋554番地の１
債務者　吉岡　峰子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３６号
愛媛県松山市此花町７番３号
債務者　内藤　好雄
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１３号
鹿児島県鹿児島市西田１丁目３番地２グランドパレス西鹿児島803号
債務者　精　　廣美
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１３５号
鹿児島県鹿児島市中山２丁目８番18号パレ・バンリュ202号
債務者　河本　沙織
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係